第8回船橋市保育のあり方検討委員会 会議録

日 時 平成22年8月12日(木)午前9時28分~12時37分

場 所 船橋市役所 9 階第 1 会議室

出席委員、森田委員、菊池委員、中原委員、飯島委員、田中委員、生田委員、鈴木委員、

上杉委員、石井委員、佐藤委員、黄木委員、小関委員、大岩委員

欠席委員 柴田委員、木野内委員

市職員
込山健康福祉局長、川名部子育て支援部長、佐藤保育課長、池田保育課主幹、

小原児童家庭課長、高山児童育成課長、山田児童育成課長補佐、

香取療育支援課長

事務局 健康福祉局子育て支援部保育計画課

鈴木課長、古畠課長補佐、栗林計画班長、田中副主査、佐々木主任主事

次 第 1. 議事 (1) 一次報告について

(2) その他

傍聴者の定員、実数 定員 15 名、傍聴者 15 名

会議の公開、非公開の区分 公開

1. 開 会

○会長

それでは、ただ今より、第8回船橋市保育のあり方検討委員会を開催いたします。 本日は、皆様、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。 なお、本日、柴田委員、木野内委員より、欠席とのご連絡が入っております。

まず、会議の公開についてですが、本日の議題には不開示情報が含まれておりませんので公開とし、また、傍聴人の定員につきましては15人とすることを決めさせていただいております。 なお、本日の傍聴希望者は15人いらっしゃいます。

[傍聴人入場]

○会長

傍聴人の方に申し上げます。注意事項がお手元にお配りしてあると思いますが、その注意事項 を遵守していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議終了時刻ですが、11 時 30 分頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事を進めます。議事(1)に入る前に、本日、私のほうで議論のために必要であるということで請求した資料が配付されておりますので、説明をお願いいたします。

○保育課長

それでは、お手元の資料6をご覧いただきたいと思います。

保育士で勤続5年目の平均給与などの比較でございますが、公立の月額基本給が21万3,000円、私立が19万9,000円です。

次に、年額、すなわち年収ベースでの比較でございますが、給与や手当を含んだもので、公立が 385 万 1,000 円、私立が約 363 万 1,000 円となっております。

なお、公立につきましては、平成17年入所の5年目の保育士で25人の資料でございます。私立につきましては、6保育園から抽出したもので、勤続年数が概ね5年目の19人の職員の資料でございます。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

A委員とB委員にお尋ねしたいのですが、国の保育単価に基づく算定のところでは、確か保育士の給与というのは、5年目ぐらいのところを基準にして保育単価が決められていると伺っておりますが、大体それぐらいですか。

○A委員

私たちに還元されている資料は全国保育協議会からいただいているものですが、それによりますと、「概ね5年ぐらいをめどに」ということで出ております。

○会長

これは公表されているわけではありませんが、保育単価の中に計算されている保育士の1人当たりの計算単価が、大体これぐらいの勤続年数であるということで、それが要するに国から支払われている基本の金額であると考えてよろしいということですね。ありがとうございます。

2. 議事

(1)一次報告

○会長

それでは、今日の本題に入らせていただきますが、まず、議事(1)は一次報告でございます。 前回の会議で、一次報告案に対しまして、全体の構成を含め、いろいろなご意見をいただきま した。それを基にしましたものを7月末に皆様のお手元にお届けして、さらにご意見をいただき ました。本日、修正案を資料として用意しておりますので、まず事務局から、修正案の見方につ いて説明をお願いしたいと思っております。

○健康福祉局長

説明に入ります前に、修正の内容について事務局からご説明させていただきます。

お配りした資料4でございますが、「一次報告書(修正案)」ということで、いろいろ加筆修正をさせていただいております。こちらは、今回、先生方からたくさんのご意見をいただきまして、そのご意見を、事務局で事務的に可能な限り盛り込んでみたという形での修正案でございます。 大変僣越な形ではございますけれども、先生方のご意見を仮に反映させるとすればこのようになる、という修正案資料ということでご用意させていただきました。

そのため、「はじめに」という会長先生のお名前で記載されている部分につきましても、大変 失礼は承知の上で、恐縮だったのでございますが、できる範囲で、仮にという形で修正を加えさ せていただいております。ただ、省みますと、本来、ご署名入りの文章につきまして、署名され た方の権限、責任で書かれるものでありながら、事務局を含めほかの者が修正を入れるというの はいかがなものかというのも、私どもとしての思いでございます。そういった点を含めまして、 修正の内容についてご議論いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○会長

それでは、事務局のほうでお願いいたします。

○事務局

それでは、まず資料2をご覧ください。これは、7月28日現在の原案を基にいたしまして、ご意見をいただいた部分を網掛けで示したものでございます。例えば、1ページの下から4分の1ぐらいのところに、「限られた情報を基に」という部分が網掛けになっており、ここについてご意見があったということです。

次に、資料3をご覧ください。そのご意見の具体的な内容ですけれども、先ほど言いました「限られた情報を基に」というのは一番上の行で、「修正箇所」は1、「ページ」が1、「区分」は削除となっております。「原案」という欄については資料1の網掛けと同じになっています。「意見・修正案等」をご覧いただくと、ここについては削除をしてほしいという意見がございました。「原案」の欄は資料1の網掛けと同じですけれども、加筆や差し替えの意見の場合には下線を引いて

います。

次に、資料4をご覧ください。先ほど局長からも説明がございましたが、事務局で事務的に意見をここに反映させたものです。資料4の下から約4分の1のところに1とございます。これは先ほどの資料3と関連付けるためで、資料3の「修正箇所」という欄と同じ番号が振ってあります。そして、「お互いに」から「偏見をなくし」までが線で消されています。少し下の2のところでは、一部網掛けになっていますが、この網掛け部分は加筆したところです。

なお、過去の議論を踏まえ、また、文章の整合性を見ながらの修正ですので、必ずしもいただいたご意見のとおりの修正にはなっておりません。

また、それ以外のご意見と、さらに議論が必要といったご意見については、資料3の30ページに記載しております。よろしくお願いいたします。

○会長

事前に資料が送られていると思いますけれども、今の説明で、事務局がどういう形で皆さんの ご意見を整理してくださったかということについて、ご理解いただけましたでしょうか。よろし いでしょうか。

それでは、本日ですが、一次報告に関する議論は今日の2時間しか残されておりませんので、 具体的に意見が出ている四角で囲んだ部分、 $1\sim36$ まで 36項目ございます。これについて議論 を行っていきたいと思います。

ただし、会長名で書かせていただきました「はじめに」は、一次報告ができ上がったところで、 私が経過ですとか、これの読み取り方について書かせていただくのが、本来の方法だと思っております。私自身が一次報告の原案について、こんなふうに考えているというもの今回つけさせていただいておりますが、それについていくつかご意見が出ております。これにつきましては、最終的に私が権限として書かなければならないものですので、後のほうに回させていただいて、本来の話の筋である一次報告のところから、この議論については始めさせていただこうと思います。おおよそですが、時間の配分がございます。皆さん、いろいろご不満もあるかと思いますけれども、ここでの議論は、一次報告につきましては今回が最後です。一番重要な部分というのは、最初の、市に対するこちらの3つの考え方という部分でございます。

時間の配分としては、今日の議論をどう進めるかというときに、1時間ぐらいを、この3つの答申の部分について議論する時間として考えたいと思っております。そして、後ろの部分というのは考えていったプロセスです。最初の3つの話を議論していく過程で、ほぼ議論というのはでき上がっていくと思いますので、そこについては30分程度。そして最後に、これまでのプロセス等につきましてどういうふうに処理をするかということ、あるいは、今後のこの会の第2期に向けての議論を30分程度。こんな形で今日の議論を進めさせていただこうと思っております。どうぞご協力をお願いしたいと思います。

さて、今日の議論ですけれども、私はかなり皆さんのご意見を読ませていただきました。全員の方がご意見をくださったというよりは、かなり限られた方のご意見が多かったわけですけれども、この問題を読ませていただいて、どうも4点、全体として考えなければいけない問題があると思っています。今日議論をしていただくときに、その4点を少し頭に入れてご議論いただけるといいかと思っております。

その4点というのは、まず1点は、今回のあり方検討委員会の中でいろいろな議論がなされているわけですが、一番大事な議論というのは、今の子どもたちや子育て家庭が抱えている問題。

1点は、保育を必要としている子どもたち、あるいは親たち、保護者たち、特に保育制度改革が議論されている中でも、保育を多様な形で必要としている子どもたち、とりわけ地域での福祉支援として必要としている子どもたちが、今非常に増えてきている。この問題に対して、抜本的に今の船橋の保育のあり方を見直さなければ対応できなくなってきている。これは、入所している子どもの問題の中でもそうですし、在宅で子育てされている子どもたちの中にもある。このことについては、私はある程度了解がなされてきていると思っていますが、これが非常に重要である。

それから、保育園を希望して待機していらっしゃる方たち、これがこの夏になってまたどんどん増えてきていて、待機児というのは相当多い。この待機児に対して何らかの対応をしなければならない。この在宅、あるいは今在園している子どもたち、船橋全体の子どもたちにとって、保育の再編成をしなければならない時期に来ているということです。再編成というのは、建物も、そして人手も含めて非常に重要な時期に来ているということで、この問題を考えなければならないということが1点です。2点というふうになるかもしれません。

3点目は、これは市のスタンスの問題です。1つは、このたくさんのサービスをこれから実現していくときに、市が一体どこまでお金が出せるのか、どこまで人手を供給できるのか。このことについて私たちのところに共通理解がないと、結果的には、どこまでも出せるのではないか、あるいはもっと要求していけばいいではないかという、判断基準というのが共有できないままの議論になってしまうということです。

私たちは、保育園に入園している子どもたちの現在の保育の問題を大事にすると同時に、保育園に入園できない、あるいは入園を希望していらっしゃる、今、入園していらっしゃらないけれども、さまざまな保育を使って暮らしている子どもたちに対して、目配りをした保育のあり方を考えなければならない。この財源の問題が今一つはっきり見えていないということです。

このことが私たちの中で共有できないと、なかなか議論が進まないということで、ぜひ局長から、この問題について、今、市としてどこまで議論がなされているのか、特に今回、局長がおかわりになられて、厚労省から出てこられたわけですけれども、前の須田局長から引き継がれて、今の段階でどこまで議論の中にきちんと市の方針を出せるのか。その限りで結構ですので、冒頭お話しいただいた上で私どもの議論を進めたほうがいいのではないかと思うので、大変急で申しわけありませんけれども、お話しできる限りにおいてご発言いただけませんでしょうか。

○健康福祉局長

会長先生から4点のご指摘をいただきました。すみません、私も正直申し上げて、1日に着任したばかり、という言いわけは許されないのですけれども、私の目、かつ市の立場から見て、先生がお話しになった4つと完全に一致するかどうかわかりませんが、私としても、市の立場として率直に申し上げなければならない点はやはり4点あると思います。

今、先生からもご指摘がございました、まず財源の問題でございます。私も勉強させていただきましたが、市の一般会計の予算が 1,600 億円あって、児童福祉費が約 290 億、その中でも保育関係費として 110 億でございますので、一般会計の中で約 7%という現実があります。ここはあくまで現実としてございます。その数字をどういうふうに考えるかということは、それぞれのお立場、それぞれの考え方というのがあろうかと思いますが、現実としてそれだけの財源を既に使っているという点が一つございます。

2点目は、これまた先生からご指摘いただきましたが、待機児童に関する問題です。既に今申 し上げたような財源を使いつつも、その一方で、さらに保育園への入所をお待ちになっていらっ しゃる待機児童の方々が多数に上っている。これに対する対応をどうしなければならないのか。 新たな定員増、新たな整備に対する対応、これも当然、できる限り取り組んでいかなければなり ません。まだ入られていない方々も含めて、市民の皆様のご要望に応えられるようにどこまで効 率的・効果的にやっていくべきであるか、これも大きな論点だと思います。少なくとも市として の大きな関心事項でございます。そのための工夫をぜひとも検討していただきたいし、検討した いと思っております。これが2点目でございます。

3点目は、この検討会の中でいろいろご議論をいただいたと思いますが、すべての子どもの皆さんに対する子育ての地域支援のあり方、これは早急に整備しなければならない状況に来ていると思います。保育所に入所されている方、されていない方、その他の方、いろいろ含めて、この市内のすべての子どもたちに対する支援、船橋で健やかに育っていただくためのいろいろなメニューというのは本来あるのだと思います。まだそこが不十分な点があるのかもしれません。そういったものをこれから整備していかなければいけない、という大きな課題が顕在化している。これに対して対応しなければいけないと思います。

では、これに対してどういうふうに対応すればいいのかというのは、これまた大変な難題でございます。会長先生からもご指摘いただきましたように、お金の問題、また人材の問題もございます。人材も、誰でもいいというわけにはまいりません。やはり子育てに対するスキルとか、ご経験とか、熟達さとか、そういったものを含めてそういった方を確保しなければいけませんし、例えば配置の工夫のようなものも考えていかなければいけない。これは真剣に取り組まなければいけないことだと思っています。

こういった議論は、もちろん皆様方ご承知のことで恐縮でございますが、全国的な議論がもう始まっております。「子ども・子育て新システム」と名づけた名前も耳にします。あの議論がどういう方向に行くのか、まだわかりませんが、ただ、少なくとも基礎的な部分としては、地域におけるすべての子どもたちに対する地域支援を確保しなさい、その上に、例えば両立支援として必要な部分、保育の部分等々だと思いますが、そういったものを考えていく。そういう頭の整理をしていかなければいけないということが、今、全国的な大きな流れになっています。

さらに大きなことは、そういった体制整備を市町村の責任でやりなさい、市町村の自由度の中で、裏返して言えば責任の中でやっていきなさい、という流れになってきています。そのときに船橋はどうするか。基礎的な部分としての地域の子育て支援、すべての子どもたちに対する子育て支援をつくらなければいけないとなったときに、何もやっていませんでしたというのでは、我々としても手遅れになってしまうと思います。そういったものも見据えた議論はしなければいけないのではないかと思っております。

また、若干、人材の話で重複しますけれども、今まで、皆さんが保育なり何なりのお仕事の中で培ってきた誇り、熟達、そういったものも、信頼関係を壊すことなく、うまく使えるようなやり方をぜひともご議論していただきたいと思っています。雑駁な言い方で恐縮でございます。

○会長

ありがとうございました。

○保育計画課長

若干、財政関係の部分で数字を補足させていただきます。市の財政状況につきましては、第4 回の検討委員会の資料でお示しいたしましたが、ここでもう一度お話しさせていただきたいと思

います。

保育関係の予算は、先ほど局長が申したように約110億でございます。これは一般会計の約7%というお話がございました。児童の関係で、児童福祉費全体では22年度予算では287億円弱でございます。そのうち保育所費は38.5%を占めているものでございます。平成22年度では、歳入の中心である市税が約31億円減額となっております。その一方で、福祉関係の民生費は19.6%と大幅な増額となっております。中でも、子ども手当が約75億円の増、生活保護扶助費が約13億円の増、保育所費が約10億円の増と、子ども関連も含めて大きな増加が起きております。

そのような中で、市では、敬老事業などの見直しや、国民健康保険料の改定による繰出金の削減など、歳出削減に努めているところでございます。保育所関係経費につきましても、財源確保を図りながら、より一層効率的・効果的な予算配分を行う必要があると考えております。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。最初に市の基本的な今の状況を皆さんの頭に入れながら、最後の議論をしていきたいと思っておりますので、どうぞご協力いただきたいと思います。

それでは、今日の進め方ですが、資料3として、事務局に、皆さんの意見がどこのページ、どこの箇所に相対しているのかという資料を作っていただきました。それと、資料2で、冒頭、7月28日案という形で配付されています。これを基にしながら、皆さんのご意見がどんな形であるのかということの確認をしてまいりたいと思っております。このような進め方でよろしいでしょうか。

○C委員(有識者)

中身に入る前に確認させていただきたいのですが、1点は、先ほどお話がありましたけれども、 私もいろいろな会議に出ていて、記名入りの文章に対して事務局が勝手に修正を入れるというの は、私の立場からは考えられないわけです。先ほど会長からも、対応、方針についてお話があり ましたけれども、私どもは非常に懸念を持ったということを申し上げたいと思います。これはど こでも行われていることではないということであります。

中身に入る前に1点確認ですが、「意見・修正案」は、本体の部分と賛成・反対意見と分かれています。私の理解では、これまでの議論の経緯からすると、特に本体部分についての意見や修正案というのは、これまでの議論を踏まえて、それが十分意を尽くされていないとか、もう少し表現を直してほしいといったことにとどまるのであって、今回新たに、これまで議論していなかった、あるいは提示されていなかった意見を入れるのは、少しおかしいのではないかと思います。 賛成意見、反対意見としてこういうものも入れてほしいというのはあり得るのではないかと思いますが、少なくとも本文に意見を入れる、あるいは削除するといった際に、これまで議論していなかったものを今回初めて入れるというのは、これはルール違反ではないか。議論していないわけですから。今回は、この報告書のいわば修文というか、そういった作業が中心なわけですから。

入り口のところですけれども、そういったご方針を採られるのか、そうではない、全体的に一つ一つ議論していくのかというところを、会長に確認させていただければと思います。

○会長

私自身は、基本的には一次報告の原案に出されているもの、これを基に議論はしたい。ですか

ら、事務局で具体的に修文とかいろいろ提案がなされていますけれども、そのことについては、皆さんお読みになった方もいらっしゃるかもしれませんが、それは参考にとどめ、基本はこの一次報告のところに、こうした意見が上がってきているというところで、どういうふうにここのところを最低限直さなければならないのか、そのままでいいのかということを含めて、今日は議論を進めたいと思っているということです。よろしいでしょうか。

それでは、資料2が28日付で皆さんに配付されたものです。資料3が委員の方々からお寄せいただいたご意見です。各箇所についてご意見があるということで、議論をさせていただきたいということでございます。

早速ですが、3ページの「市より検討を求められた論点」で、まず、「公立保育所、私立保育所の役割」について。3ページの最初の議論は、修正箇所の番号では5番からスタートになります。これにつきまして、「これまで保育の質について議論する場がなかった」という記載がありますが、第7回できちんと柱も立てて議論しておりますので、なかったということを言われることはない。ご欠席なさった方かもしれませんけれども、それはないというふうに私は考えております。このことについてご意見を少し求めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○D委員

そのように書いたのは私ですけれども、もしかしたら欠席した回だったのかもしれません。その点、もしそうであったとしたら申しわけございません。ただ、今までの経過を見ますと、私が思っていた「保育の質」ということが、果たして今までの議論の中で考えられてきていたかどうかということに対しては、疑問を持っているというところです。保育の質というものが何なのか、という共通理解がなかったのではないかというのがそもそもの疑問です。保育の質というのが、日常的に保育園の中で行われている保育の中身をつぶさに検証したという覚えが私にはなかったので、そのことでした。

○会長

そのことにつきましては、議論の中で申し上げていると思いますが、ここはつぶさに検証する場ではないですね。具体的に保育の質を担保するためには、例えばガイドラインをつくるとか、話し合いの場を設けるとか、そういったものを別途設けなければ、そのことを具体的に議論していくことをここでやったのでは、当然ですが、何回やっても足りないし、また、非常に未熟な議論で終わってしまうことになるわけです。

例えば、国で行われている保育所保育指針の議論でも、保育所保育指針がどうあるべきなのかという議論があり、その柱に基づいて議論されていくわけです。いろいろな自治体でつくられている保育のガイドラインづくりのようなものとか、あるいは、いろいろな形で子育てや保育にかかわっておられる方たちが集う。ある意味では船橋が初めてこういう議論をし、こういう場が非常に重要であるということは、何度も繰り返し皆さんからのご発言があった。こういったものを一つ手がかりにしながら、新たに、船橋の保育の質を担保する仕組みというのはどうあるべきなのか、それをどうつくっていくのか、それをどんなふうに運営していくのかということも含めて、これから別途議論する。そういったことが必要ではないかという議論は、十分なされていると私自身としては考えています。

○D委員

私が思っていたのは、保育の質というものの共通理解がないと、どんなガイドラインが必要で、 どんな基準が必要でという、担保する方法すらも共通理解に及ばないのではないかということを 議論の中で懸念していたということで、そのことについても今後の議論の中で深めていくという ことであれば、そのようにお願いしたいと思います。

○会長

ほかにいかがでしょうか。そのことについてのご議論はありませんか。 はい、どうぞ。

○C委員(有識者)

この5番は、資料3、6ページ目の「その他意見」の上から5つ目と関連したものだと私は理解しました。「実施基準が同じであれば保育の質の高低は議論すべきではないという有識者意見が先んじて提示されたために……議論がしにくくなった」というものであります。ただ、私はそういった議論をした覚えは全くありません。これは名指しではありませんが、私に対するものと理解しています。

5番のところの原案を見ていただければわかりますが、「公立と私立は国の制度や法律の枠組みや実施基準が同じだから、公立だから質が高いとか、私立だから質が低いといった議論はできません」ということは何度も申し上げました。しかし、それ以上のことは一切申し上げていません。しかしながら、「その他意見」では、「実施基準が同じであれば保育の質の高低は議論すべきではない」と、私はそんなことを言ったつもりはないです。ですから、ここは非常に曲解されている。

「その他意見」がそのまま意見書の一部として出されるのは、私は非常に心外でありますし、 そこのところは、私の申し上げているところが十分ご認識いただけていないとすれば、改めてご 認識いただきたいということであります。このまま私の意見として、こういうことをお前が言っ ただろうという形で出されるのは、私の本意ではありません。

○D委員

理解不足だったのかもしれないですけれども、公立だから、私立だからという、公立、私立という運営主体の区別によって、質が高い、高低があるという議論ができないことは、私も十分承知をしていますが、その前段のところで、枠組みとか実施基準が同じであるという前提であるから、質の高低が起こり得ないかというのは、私はわからない。同じ公立保育園の中でも、私立保育園の中でも、質の違いはおのずと出てくるものではないかと思っています。そこが、ガイドラインとか基準が同じであれば、保育の質が均質と言えるのかどうかというところが、ちょっとわからなかったということが疑問です。

○C委員(有識者)

ですから、私はそこを全く否定してはいません。もちろん、個別の保育園ごとにさまざまな保育が行われているのは承知しています。私は、国や法律、制度の枠組みとして、公立だからいいとか、私立だから悪い、そういう議論はできませんということを申し上げているので、それを今おっしゃられたような形でまとめられてしまうのは、私の本意ではないということです。

○D委員

わかりました。C先生のご意見を誤解していたということであれば、それに対する意見としては提示していただかなくても結構ですけれども、そうであるとするならば、もう少しわかりやすい書き方にしていただければ。こう書いてしまうと、どうしても受け取った側からすれば、公立、私立の質の高低にこだわって、そこの議論をしてはいけないというふうに読めてしまう。私は、実際読めてしまいましたし、周辺の保育園利用者の当事者である人たちから聞いた場合にも、そういった印象を受けたということは事実としてありましたので、そこは、何とかわかりやすい記載ができないものかと思った次第です。

○会長

この問題は、かなりいろいろなところに波及しておりまして、例えば発達障害の子どもたちの問題のところも同じような議論だったと思います。ここでは、B委員からだったと思うのですが、障害のあるお子さんに関して、人員配置さえ行われれば、私立保育園ができないという話ではないということも出されておりました。つまり、配置基準が具体的にはなされていない中で、私立保育園の中で発達障害のあるお子さんに対する十分な人員配置ができていない、その中で受けられることについての限界がある、というご発言だったと思います。

そんな議論もありましたし、また、障害のあるお子さんについての市立保育園での取り組みについても、いろいろな問題の提示もなされていたと思いますが、このあたり、E先生から何かご発言はありますか。

○E委員(有識者)

船橋市で公立の保育、私立の保育、それぞれにかかわっている方たちが一堂に会して議論をしていく場、情報交流をしていく場が、これまではなかった。そのために、「公立保育は」とか、「私立保育は」というようなそれぞれの思い込みとか認識が、もしかしたらそれぞれ別個に立ってしまっていたのではないかというのが、この検討会を始めて感じたところです。そして、それは解いていき、「公立保育は」「私立保育は」ということで決めつけないというのは、随分ここで共有してきたかなと思っております。

ただ、今、会長が指摘されたように、それでも、私立保育を展開していくところでの限界ですとか、市からの援助の限界ですとか、そういったものが現実にはあるので、同じ状況を今はつくり出せていない。けれども、保育ということをこれから考えていって、そうしたことの手だてがしっかりしてくれば、保育者としての姿勢や思いは変わらないというところも、議論の中では随分出てきていたのではないかと思っております。

公立保育が担っていく役割を検討したときに、これから発達支援に対してきめ細かく対応していこうとすると、やはり職員の配置の問題ですとか、それに伴う保育の展開を十分検討して、公立保育の役割として置いていくものもあるのではないかという認識を持っております。

○会長

この問題について、ほかにご意見はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、同じような文脈の中で議論しなければいけない点があると思いますので、重要なポイントについて、次に続けたいと思います。

資料2の3ページの下のほうに、「多様な保育サービス」というところがあります。具体的に

どんな施策なのかということについて、書く必要があるのではないかというご意見と、ここについては余り具体的に議論ができていないので、書くべきではないという議論があり、今、両方のご意見が出てきていますけれども、この問題についていかがでしょうか。

○F委員

その前の、資料3の6番の議論というのはされないのでしょうか。

○会長

今の議論の中で一緒にできていると私は判断しましたけれども、もう少し別なご意見があるのでしょうか。

○F委員

はい。よろしいですか。

6番に、「例えばそのいくつかを地域の拠点として配置し」と、公立保育園の配置のことが書かれているのですが、拠点という形での配置という議論はきちんとした形ではされていなかったのではないか。少なくとも私は、拠点という形での配置という思いは議論の中では感じなかったので、この部分だけは削除していただけないかという意見を出させていただきました。

○会長

いかがでしょうか。拠点という書き方なのか、あるいは、地域をいくつかのブロックに分けてというような議論はあったと思うのです。もう少しブロック化をきちんと図って、その中でのそれぞれのネットワークというようなものを考えていく必要があるのではないか、という文脈での議論はあったのではないかと思います。要するに拠点ということになると、数が減るというようなことの意味ですか、F委員。

○F委員

そうです。

○会長

逆に言うと、そうでなければいいわけですね。今言ったネットワークのようなものをブロック ごとにつくっていく、そういうときに市立保育園が一つの拠点になっていくというような、そう いう文脈であれば問題ないですか。

○F委員

これだと、そういうふうには受け取れないと思うのですけれども。

○会長

でも、今、私がお話ししたような形で、加筆修正がなされていけばいいということでしょうか。

○F委員

はい。

○会長

ありがとうございます。 このあたりのことについて、A委員、B委員からご意見はございますか。

○A委員

結構です。

○会長

ありがとうございます。

○D委員

追加ですけれども、ブロック化して拠点に公立保育所を置くということは賛成できるのですが、 拠点の数ということについてはご配慮いただきたい。ほかの箇所、すぐページ数が出てこないの ですけれども、中学校区という……

○会長

それは子育て支援の話ですよね。

○D委員

ええ。中学校区というのはすごく広くて、車とか自転車とか、そういうものがないと、利用者にはとても不便で、徒歩でベビーカーで行ける距離ということを考えると、拠点というのは多くなったほうがよろしいのではないかということがありました。私も、数の問題、いくつかという表記については、多少引っかかりがあったということです。

○会長

ネットワークの問題と数の問題は違いますので、そこのところは、ここで議論したということを了解した上で、この文脈を若干いじらせていただくということにさせていただきます。

それでは、3つ目の議論の最後の部分です。ここをさらに具体的にというご要望があります。 それは出すべきではない、それ以上は出せないというご意見もありまして、これについて、この ままという形にさせていただきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

つまり、ここでは、量的な問題とか確定的なことを書けるわけではなく、一つの方向性のようなものをこの中で可能な限り共有していった。その共有していったものを出すことによって保育のあり方を充実させていきたいと考えていますので、できればこういう形でご理解いただければ、このままにさせていただくということで、よろしいでしょうか。

それでは、資料2の4ページです。4ページでは、今、市の財政の話もありましたけれども、ここではかなり議論いたしましたが、公立保育所の保育士の正規職員の比率の問題。それから、先ほどお話ししたガイドラインなどに対する議論があって、むしろそこは削除というご意見が出てきておりますが、いかがでしょうか。

○F委員

資料3の9番は私が意見を出させていただきました。ガイドラインというのが、どのようなガイドラインなのか、具体的なことがきちんとした形で話し合われていない中で、いろいろな受け取られ方をするのではないか。委員の中でも、いろいろな受け取り方がされているのではないかと思いますので、「例えば」というような具体的なことについては、先ほど森田先生もおっしゃっていましたが、ここの中でもう少し議論が深まっていればまた別ですが、今の段階で出すのはいかがなものかという思いがありまして、削除という意見を出させていただきました。

○会長

私は、議論がある程度到達点にたどり着いたものについては書かないと、なかなか行政はやってくれませんので、むしろ出すべきだろうと思ってあえてここでは書いているのですが、ガイドラインということで共有できていないのでしょうか。Fさんは今、共有できていないとおっしゃったわけですが、どの部分が共有できていないのでしょうか。

○F委員

保育の質のガイドラインは、既に市でも少しずつやり始めているということもありますし、その辺のことについては、保育の質を高める、言い方はいろいろですけれども、公立保育園とか民間保育園ということではなく、船橋の子どもたちの保育の質を高めるという意味でのガイドラインという受け取り方を私はしていました。ここの中で「保育の環境整備と実践のためのガイドライン」、こういう形になりますと、いろいろな受け取り方があるのではないかと思います。保育の質ということで言えば、ガイドラインということでのここでのお話はあったと認識していますが、「保育の環境整備と実践のためのガイドライン」がどういうものなのかというのが、私はちょっと描けないのです。

○会長

もう少し皆さんからのご意見をいただいたらいいと思いますが、保育の質の問題は、具体的には耐震とか環境整備のところで議論を始めています。そういう意味では実践のためのガイドラインというのは、具体的にはアレルギーの子どもの問題とか、発達に障害のあるお子さんの問題とか、いろいろな問題が出てきておりました。それをひっくるめて、保育指針に定められているような保育内容ということだけではなく、もう少し広くきちんと整備する。そういうものを議論してもらうことが必要ではないかということは、大勢であったと私は考えていたので、あえてここに書いているわけですが、ほかにご意見、どうでしょうか。

○A委員

私は、会長のおっしゃることはそのとおりだと考えますが、環境整備と実践のためのガイドライン、質もすべて含めて、民間と公立、今まで大きな交流もなく来ていたということもあって、やはり船橋市として共通の認識のガイドラインは必要ではないかということで、これもあいプランの後期計画の中にも盛り込まれた。それに対して、今、公立の一つの指針というようなガイドラインをいただいて、私たちがともに勉強していく、ちょうどその場に立ったばかりというときに、削除というのはいかがなものかということで、これは残しておいていただければ、そのまま進んでいくのではないかと思っています。

○G委員(有識者)

この文章の前のところを読んでみると、「人材や予算の有効的な活用や質を担保する方法を考える必要がある」と、これで終わってしまうと読んだ人がわからないですね。「例えば」というのを読んでやっとその前段の意味がわかる。仮にこれが悪いとしたら、わかりやすく、これがこうなるからこれを書いては困りますということでないと。今、言われたように、この文章は最後の「情報交換などを行うことが望まれる」というところまで読むと、非常にわかりすい、いい文章だと思います。ぜひ、このままでいっていただきたいと思います。

○会長

ほかにご意見ございますか。

○D委員

環境整備というところは、例えば耐震化を含めた建物の整備とか、そういったことの計画的な ものと考えればいいですか。

○会長

そんなに全部のことをここに盛り込むことはできませんし、当然、これは今までの8回の議論を踏まえての話で、ある意味それのまとめのような形で出すものです。そのことを踏まえて市のほうにご検討いただきたいという文章で、これだけがすべてではないという意味で、この文章でいかがでしょうかということだと考えていただければと思います。

○E委員(有識者)

これからの船橋市の保育のあり方を考えるというところでは、現在の課題と、今、十分に検討できていない子育で支援に関して、保育の中でどう取り組むかという視点もかなり大切だということで、ここで議論をしてきたと思うのです。そういうことを考えたときに、保育の施設の中でどういう機能を果たせるスペースが必要であるかとか、子育で支援の機能を充実させていくといったときに、今はないけれども、これから何が必要なのかということをちゃんと検討していきましょうという方向ではあったと思うので、そういう意味での環境整備であり、実践の検討ということではなかったかと思います。

○会長

よろしいでしょうか。Fさんのおっしゃったこともそんなに筋が違っているわけではなくて、要するに曲解されたりしたら困るという意味で、多分、議論は同じような中身だと思います。こういったガイドラインをきちんとつくったり、協議をしたりということをもって、保育の質、一定の地域自治というのか、そういったものをつくり上げていくことが必要である、そういう議論を今後も続けていくことが必要だという意味で、このことをとらえていただくということでいかがでしょうか。

○F委員

皆さんの今おっしゃった意見に対して、私が反論があるということではないのですけれども、 この文脈をずっと見ていくと、ガイドラインに対して、本当にそういうガイドラインなのかとい う思いが出てきてしまうので、「実践のための保育のガイドラインづくりや」というような文言を入れていただけないでしょうか。

○G委員(有識者)

頭に「保育の」と入っていますけど。全体の文章を読んで。「保育の環境整備」と。また「保育」と入れるんですか。

○F委員

「保育の質の向上のための」とか。

○会長

何をFさんは心配なさっていらっしゃるのか、そこのところをもう少しきちんとお話しいただけませんか。

○F委員

具体的には前の資料3、8番「公立保育所では」のところからの流れの中で、「人材や予算の有効的な活用や質を担保する方法を考える必要がある」、ここの中で、「環境整備と実践のためのガイドラインづくり」という読み方を私はしてしまいました。だから、そういう読み方にならないようなつくりならば。

○会長

ごめんなさい、それはどういう意味なのでしょうか。何を恐れていらっしゃるのかということをおっしゃらないと、多分、皆さんに伝わらないと思うのです。

○F委員

民営化ガイドラインというようなものが、ここの中に入っているのかどうかというのが……

○会長

あっ、民営化のガイドラインで、それはだめだということで……

○F委員

だめだというか、そういうふうな議論はしていなかったと思います。

○会長

これは全然違いますよ。これは、ここにあるように「保育の質の向上のためのガイドライン」ですから、全然違います。

○F委員

わかりました。

○会長

では、よろしいですね。

それでは、次の「3.公立保育所の民営化」のところの議論を進めたいと思います。

資料2、4ページの下のほうになりますが、「有識者委員の意見」というところと、それから「他の委員の一部」ということについての反論が出てきております。

公立保育所の民営化というのは、市から今回こちらに出された大きな柱でございました。民営化ってどうなるのかという議論だけをするわけにいかないということもあって、ずっと今までいろんな保育のあり方を議論してくる中で、民営化ということをどう考えるのかということで、ここの一次報告を書き上げたわけですけれども、この議論の中で、有識者の中ではこういった議論、そしてほかの委員の方々の中でもこういった有効活用が必要だというご意見が主流であり、そしてほかの委員の方の中で、ごく一部の方の中から反対があったと私は理解したのですが、これについて、いや、一部ではないということ等がありましたので、ぜひ皆様からのご意見を承りたいと思います。

○C委員(有識者)

私は11番については、「委員の一部」という表現は削除していただきたくないというか、すべきではないと思います。先ほど会長が「最後に」とおっしゃいましたが、この趣旨の議論は最初の2番にも出ています。これは「一部委員の意見としてまとめられてしまうと問題が矮小化してしまう」ということでありますが、矮小化というのはやはり一定の価値観に基づく概念であります。客観的な事実としては、「委員の一部」であったと思います。私の認識です。「他の委員」からはこういう反対意見が出されたということになると、有識者は賛成だけれども、ほかの委員は反対であったという、日本語を素直に読むとそういう趣旨ととられてしまう可能性が多分にあると思います。客観的な事実として、一定の価値中立的な表現として、「委員の一部」という言葉を使うべきだと私は思っています。

○会長

ご意見、ほかにございませんでしょうか。

○F委員

この民営化に対して、きちんとどうなのかというのを、それぞれの委員1人ずつに聞くような議論の場でもないと思いますし、そういうこともしてこなかった。そのこと自身はそれでよかったと思うのですが、そういう中で「一部」というような使われ方をすると、ほかの方の意見はわからないので、これを読んだときに、この民営化反対という意見が一部だったんだというような受け取り方をこのままだとされてしまうのではないかということで、私はこれを削除していただきたいという意見を出させていただきました。

○会長

ほかにご意見ございませんでしょうか。どうぞ、H委員。

○H委員

改訂されるほうに「子育て支援関係者委員からは」と出されているのですけれども、私は決して民営化に賛成、反対を言ったわけではなく、自分も含めた形で文章の中に出してこられるのは

非常に心外です。

○会長

G委員。

○G委員(有識者)

この下の4行を読むと、まさに今まで議論してきたことがよく書かれている。報告書の中にもいわゆる保育園だけのことではなくて、先ほど局長からもありましたけれども、やっぱり地域全体として保育をどのように充実して、市民のニーズにしっかり応えていくかという形での報告書の書き方になっているわけで、ということは多種多様のサービス、いろんなことをさらに充実してやらなくてはいけない中で、今回の提案は、保育の効率化を一つのテーマにして、よく検討しようという発想があったわけですね。

その中で、私は待機児童をとにかく解消しない限り、いかにすばらしい保育をやったとしても、 市の責任を果たしていることにならないということを何回も申し上げてきました。そういう意味 でいくと、私はこの書き方は現実には合っている。やっぱり「一部」であって、それは1人、2 人ではないかもしれませんけれども、全体の意見としてはやはり「他の委員の一部」という書き 方が実態には合っていると、私はこのように理解しています。

○会長

ほかにこの問題についてのご意見ございませんか。

○F委員

今、H委員からもありましたように、私は、民間委託賛成とも反対とも意見を言ってなかったという方たちが多かったのではないかと思います。ですから、そこの中でどういう意見なのかというのは確認していないわけですから、あえてここに「一部」ということを書く必要性があるのかというのは非常に疑問に思います。ですから、できれば削除していただきたいと思います。

○会長

今、H委員がおっしゃったのは、修正意見のところに「子育て支援関係者委員からは」と書かれることに対して不本意であると。私はわかりませんけれども、Fさんが書かれるかたちにすると、それではH委員は少なくともそうは思っておられないという発言があり、含まれていないので、こういう書き方はやめていただきたいとおっしゃったのだと思うんですよね。Fさんがとられたのは逆にとられているので、それはちょっと今の話は違いますね。

○D委員

じゃあ、中間を取ってというか、反対も賛成も表明しておられない委員もおられたということを書いておけば、「一部」というのと意味が同じだと思うのですけど、そういうわけにはいかないんでしょうかね。

○会長

つまり、反対を出された方というのは一部なわけですね。ただし、やっぱりこういう場ですの

で、なかなか賛成、反対ということを表明できない立場の方たちもたくさんいらっしゃる。けれども、その中でやっぱりここでは明確に書かなければなりませんので、明らかに1号委員と言われている有識者の場合には、さまざまな要因の中で、ここは有効な活用ということがやむを得ない一つの判断であるというように判断したと、これは事実です。

そして、具体的に「委員の一部」からという形で、これもやっぱり一部であると思いますね。 ただ、そこに具体的に立場を表明できない者がいたということについて、そこをわざわざ書くと いうことをD委員は今おっしゃったわけですが、そういう書き方をするというのは、私は余り聞 いたことがないんですけれども。

○D委員

ただ、委員会として全体が賛成であったのではなく、イコールではないです。

○会長

それは全然書いていません、はい。

○D委員

そうなんですけれども、それが書いてないことで、そういう懸念を生むという心配があるので あれば、そういう書き方もあるのかなと思った次第です。

○会長

ただ、全体が賛成であるなんてことはここに一言も書いてなくて、だから有識者というところの、もうそこはある種限定せざるを得ないということで、私の判断ではこういう言葉ならば事実から外れていないと判断して、こういう書き方にさせていただいたということなんです。

○D委員

でも、やっぱり中立的な立場でおられる方々からは、反対も賛成も表明されてなかったということを具体的に書いておいて別におかしくはないと私は思います。

○G委員(有識者)

それだと報告書にならないわけです。

○E委員(有識者)

ここで賛成か反対かということで決を採るとか、委員の中でどうだったのかというようなことを表明するということは、私の中では諮問されていないと思っています。ただ、さまざまな情報を集めてきて、今、船橋が抱える保育課題を検討していくと、どうしても民営化については検討せざるを得ないのではないかというのは、議論の中で認識が立ったかなとは思っているんですね。それに対して、いや、なおかつそれでも民営化には反対だ、問題があるというご意見も一部からは出されたというように認識しているので、そういう意味ではこの書き方で妥当なのではないかなと思っております。

○会長

よろしいでしょうか。

そうしたら、次のところも関連してまいりますので、5ページの最後に振っていきますが、「議論は他の自治体の事例からの想像による推論となってしまう」という、つまり公立保育所の民営化というのは船橋市の中ではこれまで経験したことのないことであり、この中での議論は、別の自治体では非常にひどい保育がなされたとかというようなご発言もありました。そういう議論はやはりすべきではないという意見もありました。そういうことを踏まえて、議論としてはここでは結論を出すところまではできなかったということ。

ただ、先に、民営化するときにはしっかり議論しろという話に対し、いや、民営化なんていうことは決まってはいないのだから、民営化するときのことまで書く必要はないというご意見がF委員から出たと私は記憶しております。ただ、これについては私どもから市への報告であり、市がどのような判断をなさるかはまた別の話です。私たちの議論で言えば、もし仮にそういったことが行われる場合には、十分に意を尽くしていただきたいということを書くことはやはり必要ではないかということで、私はここでの議論を踏まえてこの一文は必要であると判断をしているわけですけれども、皆さんの中でのご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

○C委員(有識者)

ちょっとこれは後のほうにも関係するのですが、民営化の手法について検証する必要があるとか、今回加わっているのですが、これはどういう意味なのか、ちょっとよくわからないですね。

○D委員

これは前回の会議のときに、本当に民営化で安くなるのか、どれくらいのコストが浮くのかといった財政的な問題の検証とか、その方法論としての手法の検証がないところで、安くなることを前提の議論にしてしまうというのはどうなのかということを、前回の会議で申し上げたということです。

○C委員(有識者)

その範囲だけであればいいです。

○会長

その範囲の中であればいいですか。

○ C委員(有識者)

これも前回、さっきD委員から議論になった、公立だから私立だからと、そういうことは考えていないというお話がありましたので、その前提でこれらの表現を読んでいくということであれば理解できます。ただ、反対意見のところもそうですが、これはそもそも公立のほうが質がいいからという議論にも読めますので、F委員はまだその点についてご意見を表明されていないですけれども、そこは私はちょっと確認しておきたいというか、そうではないというDさんのお話があるのであれば、私も本当に本格的に考えることならば、財政検証などはしっかりやらなければいけないと思います。

○会長

つまり、やられるからには、それは行政の責任において出されてくるということになると思いますので、その問題は今ここでの議論ではないということで、そこまでの議論はしなかったわけですけれども、今、C委員からお話があった、Fさんのほうからのことに対するコメントはございますか。

○F委員

私が今まで保育士として保育の中身についてお話ししてきたことがそのように受け取られたのだとしたら、私の言葉不足だったのかもしれませんが、私が今まで主張してきたのは、私は公立保育園の経験しかありませんから、自分がそこの中で長年やってきた保育について、こんなことをしてきたんだというお話をしてきたということです。

○会長

C委員のお聞きになりたかったことは、どういうことでしょう。

○C委員(有識者)

ですから、何度も議論になって、前から申し上げているのですが、公立だから質が高いとか、 私立だからという、制度の枠組みにもなっていないし、そういう議論はできない。ここにいらっ しゃる皆さんの多くもそういう前提には立っていない。

ただ、F委員は、私の記憶で、例えば民間の保育所でこういう事故がありましたよねという、 それはどういう脈絡で出されたかわかりませんけれども、それは民間のほうが質の低い、危険な、 そういう保育をしているという前提でおっしゃった。そういうのがあったものですから、そこは 改めて確認させていただきたかった。公立だから私立だからという、そういうお立場に立ってお られないのかどうかということ。

○ F 委員

確かに八千代の民営化された園でのお話はしたかと思いますが、私は民営化そのものには大変問題があると思っています。それは今でもそう思っています。ただ、これまでの意見の中で、今ある既存の長年の歴史ある民間保育園の保育については言ってないと思います。私は公立保育園しか知りませんので、私が発言してきたのは、自分の保育実践も含めて、公立保育園の中でこんな保育をしてきたということです。今ある船橋の民間保育園がどういう保育をしているかというのは、今回初めてこういう委員会を持ったという中では、民間保育園の保育内容を存じ上げていませんので、民間に対してどうこうとか、批判とかできる立場ではありません。

ただ、私は保育士としてこういう保育をしてきたということは今までも申し上げてきて、きちんと子ども達に返してきたという自信はあります。それはきっと民間保育園の保育士さんも、こういう場に出てくれば自信を持っておっしゃるかと思いますが、私も自分の保育の歴史の中で自信を持って保育をしてきました。そこだけは主張したいと思います。

○会長

今の議論はありますけれども、結論からいえば、公立だから保育がいい、私立だから保育がいいとか、そういう議論ではないということについては、全員の確認が取れたということでよろしいですね。

先に行かせていただこうと思います。私は八千代市の民営化にかかわっていることもありまして、その問題については実はまだ事実もはっきりしておりませんので、F委員の伝聞とか、さまざまな新聞などの情報のたぐいでご議論なさることはやめていただきたいということです。そのようなことをやめましょうというのが、私のこの中に書きたかったことです。

つまり、もし仮に民営化ということを市が判断なさるとすれば、それはかなり議論をきちんと 尽くさねばならないし、そのときにさまざまな手法も検討しなければならない。そういうことを やはりきちんとやるということも含めて、どうぞご判断ください。こうしたことを指摘すること まではやはりこの委員会として申し上げなければならないことであろうという意味でございま す。

○D委員

関連して質問なんですけど、資料3、13番の「仮に民営化するのであれば」というところは、仮にこの答申を受けて船橋市が行政として民営化を方針とするということを判断するのであればという意味なんですね。

○会長

はい。

○D委員

だったら、そのように書いたほうが具体的かなと思います。

○会長

それでは、その後の賛成意見、反対意見のところに若干の意見が出ておりますが、これは具体的に自分が書いてほしいとか、あるいは削除とかというようなものでございますので、具体的に何か追加のコメントがあれば、どうぞお出しください。

○C委員(有識者)

特に削除してほしいとか、そういう意見ではなく、前回Dさんが言われたことについて、それに対するコメントする時間がなかったということもあるので、簡単にそれぞれについてコメントさせていただきます。

資料4で16番ですけれども、「仮に保育士の経験年数を条件に入れるとすれば」というのはよくわからないのですが、「民営化により財政効果が出るのかどうか、検証が必要」だということですが、これは中長期的には出るのではないでしょうか。その次の年にどうかというのはわかりませんが。

それから、「民営化という手法そのものの検証が不足している」という趣旨はわかりました。 18番で、これも先ほど議論が出ましたが、発達支援児の待機の件につきましては、民間の保育 所に対する助成といったことも考えてみる余地があるということであれば、これを公立だけが担 うという前提はどうかということであります。

その次、19番の「保育の質が向上するとは考えられない」というのも、そうなのかどうなのかというのは、きちんとこれから議論していくことであろうと。

1つ飛んで、資料4の21番の上の番号がついていない箇所で、「定年退職により職員が入れか

われば人件費が抑制される」ということですが、新規採用すれば中長期的には人件費が上がっていくことは間違いないのではないかということです。

その後の「公立の正規職員比率が上がることで、運営経費の面で公私間格差が広がる」ということですが、これは逆に言えば、正規の比率を上げるなという主張ともとられかねない。これも意味がよくわからないです。

最後の21番、22番は、これから財政効果というものは、私もきちんと検証していく必要があるだろうと思っていますが、一番気になるのは20番のところです。「保育所の選択権が司法の場で認められている」ということで、細かい話をしてすみませんが、これは私の専門分野なので、ちょっとこれについてはコメントさせてください。

「保育所の選択権が司法の場で認められた」という表現ですけれども、これは最高裁の判決を 念頭に置かれているのかもしれませんが、最高裁判所は保育所の選択権を明示的には認めている とは言っていません。裁判所が言っているのは、「保護者の選択を制度上保障したものと解され る」と言っています。その上で、「当該保育所における保育を受けることを期待し得る法的地位 を有する」という表現で、「権利」という言葉を使っていません。

裁判所、特に最高裁は一言一句に非常に神経を使いますので、ここで「選択を権利として保障した」という文言を使っていないのは、それなりに意味があることであります。もしここで「権利」という言葉を使って「選択権」と言った場合、ではその「権利」に対する効果はどうなのかということがすぐ出てきます。

だから、最高裁のこの判決というのは、あくまで条例の行政処分性を認めたというところにその趣旨があるのであって、その後の実態的な判断には何も踏み込んでいないわけです。つまり保護者のどういう権利なのかということについても何も判断していないんですね。ですから、この判決をもって「保育所の選択権が司法の場で認められた」という表現は、これは意見として自由と言えば自由ですが、認識として恐らくほとんどの司法関係者は納得できないと私は思います。ですから、この委員会としてこの表現で出すというのは、私はちょっと違和感があります。

さらに、つまり中身に入っていないわけですね。じゃあ、その実態判断としてどうかという場合も、最高裁も言っていますが、公立保育所というのは地方自治法上の公の施設です。ですから、公の施設の廃止については、地方自治法上も条文があって、議会の同意というものを介在させているわけです。議会の同意のもとで、これは自治体の裁量判断にゆだねられるというのが、地方自治法上の原則だと思います。

ですから、中身に入ってもそういう議論がいろいろあって、一定の期待し得る法的地位というのは裁判所は確かに認めたけれども、そこから先の議論がどうなのかということは全くわからないわけですから、この表現自体は、行政訴訟の対象になるというのは、それはそのとおりですけれども、やはり司法の判断の位置づけとか理解の仕方というのは、そんなに権利として認めたというものではないということはご理解いただきたいということです。

○D委員

ありがとうございます。私はやっぱり専門家でないので、ここの点についてはC先生にきちんとご解説いただけるだろうと思って前回も発言したところですので、正確な表現を期していただくということについては、私は全然問題ないと思っていますし、それについて表現の訂正ということは納得できるものだと私も思っています。

ただ、司法判断の場で、入った保育所で卒園までそこの保育園に通うことを期待し得る法的地

位にあるということは、その場で認められたというのは事実だと思っていましたので、それであればそのように正確に、できれば文案をお考えいただいて挿入していただければよろしいかと、私もそれは思います。

あと、C先生がご指摘いただいたところ、全部が私の意見ではなかったので、何とも申し上げられないところもあるのですけれども、そういうことです。

○会長

それにつきましては、若干、C先生にお手を煩わせることになるかと思いますけれども、正確を期して、そのような発言があったことは事実ですので、それについて理解が間違っていることについてのみですが、若干加筆をさせていただくことがあるかもしれないということをここで確認をさせていただいて、もちろんそれは最終的に確認をとりますので、そのようにさせていただくということでよろしいですか。

○D委員

はい。あと 16 番の「仮に保育士の経験年数を条件に入れるとすれば」というのが、私も意味がよくわからなくて、どういう挿入だったのかなというのがわからなかったのですけれども、例えば先ほど保育単価のところで、平均給与の割り出し方が5年目の方々を基本にしていたということがありましたので、考えてみると、5年以上お勤めになる方についての昇給とか給与・手当の保障というのは、いまだ国としてもなされていないし、自治体としても今、船橋市の中では人件費補助というのが保障されていない。

そんな中で、就労を継続するためのインセンティブを保障するというような、そういう仕組み はあったほうがいいのではないかということは、私は意見として持っていたのですけれども、こ の書き方だとちょっとよくわからないということがあります。

○会長

結局、どこまで市に、何をメインで要求していくのかということだと思うんですね。もちろん 労働環境が十分な条件になるということは、よりよい保育がなされていくためには非常に重要な ことであることは十分承知の上で、けれども、要するにそういった雇用の環境にまでここの場が 発言することが効果的なのかどうかを考えたときに、そこまで発言することについて、ここでは 書かなかったということです。ただ、そういう発言があったことについて、どうしても書いてほ しいということであれば、それは一考の余地があると。これは発言の部分ですので。

○D委員

無認可や幼稚園に対する補助ということも書いてあるのだとすれば、私立保育園に対する補助というのが、栄養士、看護師といったところに割と限定的に書かれていたようなところもあったかと思いますので、プラスそれ以外のところも本来保障があってしかるべきだろうと思ったということは、もし可能であれば追記していただきたいと思います。

○会長

この問題は、多分、総合的に議論しなければいけない。予算の使い方については、先ほどG委員からもありましたように、結局、限りある資源ですね。この船橋の中にある、特に建物もそう

ですし、それから人手もそうです。そしてなおかつ、もちろんそこでつくり上げられてきた今までの保育というのは、大変重要な船橋市の中での資産ですので、そういうものが崩れないような形で、どのように有効に今あるお金を使っていくのかということについては、これはやはりもっと議論しなければいけないけれども、それはとてもこの中で全部お話しすることは無理。

ただ、私たちの基本的なスタンスとしては、今ある保育というものができる限り有効に、皆さんが意欲を持って取り組んでいただけるような形で支えていただきたいということ。そして、そのために具体的に民営化という手法がこの中で検討されるとすれば、十分にその配慮の上でやっていただきたいということ。これが3番目のところに書き込まれた趣旨だと私は思っておりますので、こういう形であと皆さんのご意見を整理させていただくということで。

すみません、あと30分しか時間がないので、ここのところは一応終わりにさせていただいて、今まで5つの柱で議論してきたこと、ここは皆さんのご意見の中でも、前の部分で議論したことでも、ほとんどそのままで変更できるという箇所もありますので、ちょっとまとめて皆さんの中でのご意見をちょうだいしていこうと思っております。

まず、最初の資料2、6ページの提言の部分についてはよろしいですか。

少し別な議論があったのが、7ページの<3>の議論、「家庭での子育ての支援」というところで、子どもと離れたいという気持ちから、就労しているのではなくてという、それは要するに一時保育ではないかというご意見がありました。もちろん一時保育という手もあるし、当然、働きたい、それを逆転して預けたいから働くという方も多数いらっしゃるということはもうデータの中で出てきておりますので、それは事実であると思うのです。一時保育ということをご希望になっている方もいらっしゃるというようには思います。ただ、次のところに「一時保育の充実」というのも書いてありますので、私はこのままでいいかなと思ったのですが、このご意見を出されている何か別のご趣旨があったのかなとも思ったのです。

7ページの〈3〉で、「ときには子どもと離れたいという気持ちから就労し、保育所入所を望む人もいる」というのは、データで出てきております。次のところに一時保育を書いてありますので、その一時保育のところと含めて、やっぱり在宅で子育てをしている方たちに対しての徹底した支援というものをもっと展開する必要があるのではないかという文脈ですので、ここはこのまま書かせていただくということでいかがでしょうか。

7ページの、先ほどD委員がおっしゃった「中学校区に1カ所の一時保育を望む」ということについては、これは中学校区ではなく、もっとという話なのですが、これは多分、今それだけありませんので、第一段階として国が補助金を出しているのが中学校区に一つですので、まずそこを一つの目標にして、その先どう展開するかというようにすればいいと思うのですが、一気に全部、小学校区にやれと言っても、これは結局何を優先するかの話なので。

○D委員

あえて限定しなくてもいいかなというところですね。今、やっぱり子育て支援センターが南本町にあるというのも、非常に行きにくくて、利用にかなり影響を及ぼしているということがあります。近隣市の意見を聞いてみると、やっぱり中学校区に一つというところだと、つまらない話なんですけれども、駐車場の取り合いになったり、自転車置き場が困ったりとか、本当に毎日日常レベルで非常に困難が多い。それが意外と大きく影響していると聞きましたので、あえて限定しないほうがということです。

○会長

ここは多分、政策的議論の戦略の問題だと思うんですね。つまり、これを書くことによって少なくともそこまではやってくださいよ、次はまた、それが実現したところで次のステージに進んでいくというような。まだ全然できていない段階でハードルを余りにも高くするというよりは、少なくともそこのレベルまでは持っていきましょうということではないかと思うのですけれども、これは少し市と調整して、どこのハードルぐらいだったら越える気持ちがあるかによって、ここを書くかどうかについては最終判断をさせていただくということで、よろしいでしょうか。そして、続いて10ページのく3>の最後の虐待対応のところでご意見が出ておりましたけれども、この問題については。

○H委員

そこは私が出したのですけれども、「児童虐待対策の強化」というように項目で書いてあるわけですよね。その中で早期発見だけを書いているということで、もっとここは力を入れてやってほしい部分なので、というだけです。

○会長

はい、わかりました。じゃあ、それはまた配慮ができればと思いますので。

○D委員

あともう1点、議論の中で I 委員から、「見守り」だと不十分になるのではないかというご意見があったような気がしたというところを、ちょっと疑問として入れさせていただきました。「介入」が必要なのではないかというお話であったかと思います。

○会長

このことについては「見守り」と両方必要なわけで、では、そういうことについて文言の調整 をさせていただきます。

それから、12ページ、「5. 既設保育所の耐震対策、保育の環境整備と質の担保」のところのガイドラインなんかの問題も、先ほどの議論と一緒の形だと思いますので、その議論でよろしいですよね。同様の指摘をすればいいと。

じゃあ、これで一応本文の皆様のご意見は全体として私伺ったつもりでいるのですが、いや、 まだ言い足りない、ここの部分についてはぜひ発言をしたい、私が抜いたというようなことがあ りましたら、ぜひご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

○F委員

先ほど言い忘れて、会長からは「いいですか」という確認があって、私が見過ごしてしまったのですが、資料4の7ページ「保育のあり方に関する提言」の23番は私が出しました。いいですか。

○会長

23番、市の財政の問題ですね。

○F委員

はい、そうです。そこのところの「公立保育所の民営化にかかる意見も参考にして」という、 民営化にかかる意見だけが参考になるような受け取られ方をするので、もうちょっと違う文言に するか、もしくはそこの部分だけ削除していただいて「限られた予算で限られた人材をどのよう に配置するか検討していただきたい」というような形にしてもらえないかという意見を出させて いただきました。

○会長

ご意見ございますか。市の財政状況が厳しいというのは、これは市の状況がかなり出てきていますので、ここを削除すると趣旨が違ってくるような気もするのですが、どうでしょうか。

○G委員(有識者)

私も申し上げたのですけれども、繰り返して申し上げると、やっぱり船橋市というのは昭和 40 年代、50 年代に大量にほかから移ってきてここを住居にしている人たちです。今日ご出席の皆様も、今はバリバリ稼いでおられますけど、もう 10 年もすると介護してもらって、税金を払わない。私の住んでいるところもほとんど若い人がいなくて、大体 60 歳以降の人ばかり住んでいます。

要するに田舎の都市が既に老齢化社会に入っている中で、資料でも市から年齢構成が出てきていますけれども、船橋市というのは言ってみれば 60 歳以降の人たちの人口が圧倒的で、これから極めて厳しい財政状況になる。国もこんな中で来年の予算が組めるかどうかわからないような状況に陥っています。

子ども手当も2万6,000円は厳しくて、1万3,000円を必死で何とかしようかという中で、船橋市はこれから介護の予算が大量に、先ほども十数%に対して保育園が7%というお話がありましたけれども、この比率は介護の費用が急速に増えていく都市なんだということを踏まえて、やっぱり物事を考えていただきたい。

子育てをやっているから市の財政は関係ないのではなくて、いかに効率的に少ない予算で保育を充実させていくか。全体の比率はぜひ、もう少し増やしていくような方向で頑張ってほしいのですけれども、保育の需要のこれから急激に増えてくる部分と、それから税金が減っていく部分、税金を払っていた人たちが払わなくなる。それから、高齢者が増えて介護の費用が圧倒的に船橋は増えていきます。おじいちゃん、おばあちゃんだらけになる。これを踏まえて我々は報告書をぜひ出したい。そういったベースを無視して保育だけ考えればいいというような無責任な報告書はぜひ出さないようにしたいと、私はそう思っています。

○会長

どうぞ。

○F委員

そういうことを申し上げたのではなくて、市の財政状況が厳しいといことはたくさん意見が出ていましたので、私の判断がどうかということではなく、ここの議論の中ではその辺は合意の中身になっているというのは、私も認識しています。そこはいいんですけれども、その後の「公立保育所の民営化にかかる意見も参考にして」というその部分が、民営化にかかる意見だけを参考

にしてというふうな形に読まれかねないので、そこだけを削除していただけないかというのが私 の意見です。

○会長

民営化にかかわる賛否の意見ということですか。要するに民営化に関する意見ということは、 議論というのはしたわけですよね。ですから、「……にかかる議論を参考にして」というように 言えばあれでしょうか。

○D委員

私も、ここはなくてもいいのかなと思ったのが、先ほどC先生も言ってくださったのですが、 民営化ということで中長期的に効果が出るのではなかろうかというようなご意見もありました し、短期的にはもしかしたら持ち出しが増える可能性もある。その辺についてはまだ資料をいた だいていないという段階で、民営化の財政効果があるかどうかわからないところで、これが本当 に役に立つのかなという素朴な疑問を持ったというところはあります。

○会長

わかりました。それではここの文言をどういう形で入れるかということについては、最終調整を私のほうでさせていただきます。皆さんの趣旨はわかりましたので、最も効果的に市のほうに私どもの意見が伝わるような形での判断をしたいと思っております。

以上のことも含めてですが、私の冒頭に書かせていただいた「はじめに」がございます。そこにちょっと戻っていただきたいのですが、この冒頭の「はじめに」は、結局、この議論が船橋市の中で一体どういう意味を持っているのかということ。あるいは、船橋市では、今まで保育というところでこういったかなり突っ込んだ議論をやったことがなかったが、それをここまで回数を重ねて議論してきたということ。これは最終的には市長にお渡しするものですので、こういうことを市長にきちんとお伝えしなければいけないということで、これ以降に書かれていく本文を理解していただくために必要だろうということで、7月28日案ができるときに、ある程度、私が皆さんにこんなものを書こうということで書いたものです。

ですので、冒頭、C委員からもお話がありましたように、私もたくさんのところでこういったあり方検討委員会や、あるいは「あいプラン」でも座長等を務めさせていただいておりますけれども、座長の「はじめに」に手が入る、修文されるということはありませんでした。これは具体的には初めての私の体験であります。その修文も、基本的には委員の方からのご意見に基づいて市が修文したということなので、委員意見がそこの中にあったということが、その背景としてあったわけです。

ですから私自身としては、皆さんにご了解いただけるならば、今回、皆さんの本文に対する最終意見をいただきましたので、このご意見をもとに、そしてなおかつ、私の「はじめに」に関するご意見というのも、これを修文されたということではなく、ご意見が全体としてあったという形で受け取らせていただいて、その上で最終にこういった「はじめに」を書かせていただく。それはやはり、私の会長としての役職の責務として書かせていただくという形でご了解いただければ、これを最終的に皆さんの全体の一次報告に付けさせていただこうと思っております。

そうでないと、これを例えば私が全部おろしてしまいますと、やはり全体の一次報告というも のに対する説明としての役割が果たし得ないということになりますし、なおかつ、私のこの文章 に対する修文ということは、これはやはり許されることではないと思っておりますので、私としては、この場ではそのような形で皆さんにご了解いただけるならば、私の責任において最終書かせていただくということをご了解いただければと思っております。いかがでしょうか。

○D委員

ご説明よくわかりました。この「はじめに」のところに意見を出させていただいちゃったんですけれども、最初に修正というところで、どれについては修正する、どれについては修正しないということをご提示がなかったものですから、こういうタイプの報告書をつくる過程というのは余り経験がないものですから、意見があったということを表明するために出しましたけれども、そういったご趣旨であるということであれば、会長の記名文書でやるということも了解いたしましたし、その点については異存ございません。

○会長

それでは、一応これで全体の議論が終了したことになります。それで、あと残された時間ですが、この一次報告を私どもが今日議論して、最終案をこれからどのように処理をしていくのかということについて、少し私のほうから提示させていただきます。

実はこのことについてはまだ事務局と最終の詰めができておりません。それはなぜかといいますと、今日のこの議論を踏まえて、私が会長としてどのように今後進めるのかということを優先させていただきたいということで、あえて最終的な詰めはしておりません。それで、今後の予定を皆さんにお諮りさせていただいて、ご議論させていただきたいと思います。

1つは、これからですが、市民の方々、もちろん今回、これまでの議論の中で皆さんと非常に多くの議論をしてまいりました。私としてもこの8回の議論というものに、前後、相当な時間を費やしてきております。事務局もかなりのバックアップ体制を取ってくださって、それぞれの皆さんのご要望に、今までつくったことのないような資料をたくさんおつくりいただいて、そしてまた委員の方々もそれにご協力いただいて、船橋市の中で必要ないろいろな資料をつくっていただきました。

そういった皆さんが、この船橋市の中で多くの子育てをしていらっしゃる方々や子どもたちの置かれている状況に対する、さまざまな専門家として、あるいは専門的なお立場、あるいは市民として適切なご意見をちょうだいしたということは十分承知の上で、ただ、やはりこの議論を具体的に今まで保育園には「委員会だより」という形で、事務局でつくって出してきていただきました。保育園のところでの意見も、J委員、D委員、ご出席いただいていますけれども、恐らく多くのご意見のある方もいらっしゃるだろうと思います。

それから今回、たくさんの傍聴の方がいらしてくださっています。例えばK委員の認可外保育園、あるいは幼稚園や在宅で暮らしている方々のご意見とか、こういったところも、本来ならば保育のあり方の中でいえばちょうだいしなければいけないことですが、そういったことをすべてカバーするということは、こういった議論の性格上、どうしてもできるわけではありません。

よって、ここからできる限り多くの方々にこの議論というものをお示しして、そしてさらに多くの方々にご意見をいただく。それをやはり市として真摯に受け止めていただいて、今後の船橋市の保育というものを考えていただくということをしていただかないといけないと思っているわけです。

私は今回のこの議論をお引き受けするときに、3つの課題が市からお示しがあったわけです。

どなたもご心配のように、民営化のための議論ではないかということを多分皆さん思っておられて、こういうところにご参加になった。私は少なくとも「あいプラン」を策定した会長としてこれをお引き受けした以上、単なる民営化のための形をつくるという議論では、私は絶対にこの委員をお引き受けすることはできないということは、最初から申し上げております。

そういう意味では、限りある資源というものを、今の船橋の子どもたちや、あるいは子育て家庭全般に使えるような、広い、そして市民的な見識を持った議論をこの中で展開したいと思って、この8回の会議を進めてまいりました。その結果を一次報告という形でまとめることができましたので、これをもう一段、皆さんのご意見をちょうだいするための意見聴取をさせていただく。これを、事務局には大変ご足労をかけますけれども、いろんな方法をとってそのご意見をちょうだいし、そして第2期というところにつなげたいと思っております。事務局で、まず1つは市民の意見を募集する会というのをいつ頃まででやっていただけるのかということ。

それから私、皆さんのご意見を、これはやはりきちんと市長にお話しするということをしたいと思っております。本当は今日は最後の一次報告の会ですので、通常ですと、ここで市長にお渡しするセレモニー的な形になりますけれども、今回あえてそれを取りませんでした。それはやはりここでは8回目もしっかり議論をさせていただきたい。それをきちんと責任を持って、私が会長として市長にお話をさせていただく、その時間をきちんと取っていただきたいと申し上げました。それも事務局にお願いして、1時間か2時間ぐらいの時間を市長には取っていただいているはずです。そういったものを踏まえて、具体的な市としての決断をきちんとしていただこうと考えております。

今後のスケジュールですけれども、私が市長に面会するのが 25 日と決まっております。ですので、少なくとも 25 日までには最終案をきちんとつくって、そして市長にこの委員会としての議論の最終のお話をさせていただいてお届けしたいと思っております。そのために、今日の議論を踏まえて、私のほうで事務局にお手伝いしてもらいながら、最終の修文をさせていただく。それで、25 日の前には必ず皆さんに、こういうものを市長にお届けさせていただくというご了解をしていただくということで、私に一任していただけないかというお願いが最後の私のお願いになります。

それを踏まえて、9月に入ると市民のご意見等を受けていただくということになると思いますので、このあたりの手順について、まず事務局でお話しさせていただいて、そして皆さんにそこの了解を得られるかどうかということの判断に行きたいと思います。その手順だけお話しいただけませんか。

○保育計画課長

では、事務局からご説明いたします。

事務局といたしましては、今、会長からのお話にございましたように、25日に会長から市長に報告書を提出していただきたいと考えております。その後、速やかに議会に報告し、9月1日から22日まで市民の意見を募集するとともに、その間、一次報告を基に市民の皆様からご意見を直接お伺いする機会を設けたいと考えております。その準備を今進めているところでございます。また次回、9月30日の会議では、市民の皆様のご意見をまとめましてご報告したいと考えて

-28-

以上です。

おります。

○会長

時間的にはかなり詰まっておりますけれども、意見を待つだけではなくて、ぜひ出かけていって説明をして、保育園の関係だけではなくて、幼稚園の方たちあるいは地域で子育てをしていらっしゃる方々に、船橋の保育というもの、皆さんのご意見というものをそこに集めながら議論を展開していただきたいということを私のほうとして申し上げました。恐らく何回か意見募集の間に出かけていって、議論の場ということを設けていただけるのではないかと思っております。ぜひ、そういったものに皆さんもご協力していただいて、関係の当事者の方々あるいは関係者の皆さんにそういったところで意見を出していただければと思っております。

そうしますと、25 日までということになりますので、今日が12 日ですので、1 週間ぐらい修 文の時間をいただいて、恐らく20 日か、その後ぐらいのところには、原案というか、市長にお 見せする案というものを皆さんにお届けできるのではないかと思います。今日のご議論を踏まえ て、それを会長責任として修文させていただくということでご了解いただければと思いますけれ ども、いかがでしょうか。

○C委員(有識者)

基本的に、会長にご一任ということで私は全く異存ございませんが、先ほどお話があったように、今後9月以降、市民のご意見を伺うということで、私は別の自治体でこういったものを取りまとめした経験上、この会議体で不足しているとすれば、一般市民の視点という点で以前申し上げたことがありますが、そういった面から先ほどG委員からも広い視点からのご発言があったと思います。保育園以外の、先ほど会長からもありましたけど、幼稚園に通わせているとか、あるいは認可外ですとか、あるいは自宅で子育てをされている方、それをやったときにはそういう方、お父さん、お母さんにも入ってもらった会議体で議論したという経験があります。そういったご意見が専門家を通じて間接的にしか入ってきていないという印象を持ちます。

じゃあ、どういう形でやればその意見を吸い上げたことになるのかというのはなかなか難しい問題ですけれども、ぜひ広くご意見を伺っていただきたい。そういう場を設けていただきたい。できれば子育てをしていない地域の方にまで広がればなおいいとは思うのですけれども、ぜひ、その辺を留意していただければと思います。

○会長

よろしいでしょうか。ほかにご意見ございませんか。

○ K委員

皆さん活発なご意見が飛び交って、いろいろ参考になりました。でも、いつ聞いても、前回申 し上げましたように、常に認可外に対しては、ちょっと蚊帳の外という気はどうしてもぬぐい去 ることができません。

待機児童解消のために、今全国で、認可外に対して運営、施設費、整備費の補助がかなり行われているんです。そんな中で、中核都市である船橋市としては、そういった点で行政的にかなり遅れているのではないかと、個人的に随分感ずるものが、私だけではないと思います。うちの父兄などもそのようにかなり申しております。その辺をぜひ、今度市長に上げるときに、たとえ少しでも入れていただければありがたいと思います。

○会長

わかりました。この議論が、少なくとも飾り物でK委員やL委員にお入りいただいたわけではなくて、やはり船橋の保育というものの中で、認可保育園、そして認可外、幼稚園、それ以外のいろんな形で子育てにかかわっていらっしゃる方々が、これからの船橋の中で保育の発展のためにどのように限りある資源を使っていくのかということでの議論をしたいということでご参加いただいたわけですので、このことについては、最初の趣旨を含めて、皆さんのご意見についてはお話をしていきたいと思っております。そのことについてはお約束をいたします。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

本当にこの暑い、ちょうどお盆に入るところで、皆さん恐らくこれから家庭のさまざまな予定なんかがおありになるときに、今日は本当に熱心にご議論いただきましてありがとうございました。

今日が一次報告ということで、最後になります。本日は傍聴の方々も多数おいでになって、先着順ということでお帰りになった方もかなりいらしたと伺っております。当初この委員会、傍聴人はたしか7人ぐらいからスタートしたと思いますけれども、皆さんの闊達な議論を保障することができて、なおかつ市民の方々に興味を持っていただいて、多数傍聴していただけるような形ということを、私、会長としては工夫しながら、人数についても可能な限り増やす努力をさせていただきました。

でも、この議論を、特に皆さん市民の方々がこういったところで公式に発言するというのはなかなか十分にできることではないということを考えますと、これ以上増やすことはできないということで、今日も本当にこの暑い中いらしてくださった方にお帰りいただくのは申しわけなかったと私自身感じております。そういう意味では、これから、先ほどC委員もおっしゃってくださいましたけれども、多くの方々にご意見をちょうだいできる場を事務局としてセットしていただいて、ぜひ、この1期のまとめというものをより有意義なものにしていただいて、そして2期の議論につなげるための市民の方々のご意見を多数の場から集めていただければと思っております。

日本全体の保育制度もこの秋にある程度明らかになるということですので、そこでの基本というのは、先ほど局長がおっしゃったように、まさに船橋が一体これからどういう保育をしていくのかを考えなければならないということを、国からも突きつけられるときだと思っておりまして、そういう意味では最もいい時期に船橋はこういった議論ができているとは思っております。それを踏まえて、また大変でございますけれども、この船橋の中での有意義な保育のあり方というものを、皆さんにご議論をいただいて、そういう意味で、ぜひ、この1期の答申を最終仕上げまして、そしてこの後の2期のところにも、皆さん仕事もお忙しい中、お世話になりますけれども、お力添えをいただきたいと思っております。

(2) その他

○会長

今後の予定について、事務局からお話しください。

○事務局

次回の会議についてですが、9月30日木曜日、午前9時30分より、今日と同じ第1会議室に

て開催を予定しております。よろしくお願いいたします。

○会長

それでは、本日はどうも本当にありがとうございました。第8回の検討委員会をこれで閉会いたします。

11 時 37 分閉会